

# 公益社団法人 松阪青年会議所

## 会員の資格に関する規程

### 第1章 目 的

(目 的)

第1条 本規程は本会議所会員の資格及び入会希望者の取扱いに関する事項を規定する。

### 第2章 入 会

(入会月)

第2条 入会月は年2回とし、毎年4月1日及び10月1日と定める。

2 オブザーバー受付期間は年2回とし、4月1日入会希望者は前年7月1日から12月31日まで、10月1日入会希望者は1月1日から6月30日までとする。

(推 薦)

第3条 本会議所に入会を前提としてオブザーバー参加を希望する者は、本会議所正会員2名の推薦を受け、所定のオブザーバー参加申込書を提出しなければならない。また、オブザーバー期間終了後、入会を希望する者は本会議所正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を入会審査時に提出しなければならない。

(推薦者の資格)

第4条 入会后満2年以上の在籍者で前年度例会及び総会の出席率60%以上の正会員であることとする。

2 入会審査毎に一人の推薦者が推薦できる人数は3名までとする。

(推薦者の責務)

第5条 推薦者は被推薦者に対して入会后次の責務を有する。

- (1) 被推薦者が入会時に理事長宛に提出した誓約を履行させるための管理。
- (2) その他、被推薦者と本会議所との緊密なる疎通をはかること。
- (3) 推薦者が責務履行期間を残し退会等やむを得ない理由により責務履行が不可能になった場合は、所定の手続きを経て理事会の承認を得た後、責務履行が可能な正会員がこれを引継ぐこ

とができる。

(被推薦者の資格)

第6条 定款第7条第1項に定められた資格を有する者とする。

(審査委託)

第7条 理事長はオブザーバー資格審査を総務委員会へ委託する。

(資格審査)

第8条 総務委員会はオブザーバー紹介者にオブザーバー参加申込書の提出を求め、オブザーバー資格の適否を理事長、副理事長、専務理事、直前理事長、監事、で審査しその結果を理事会にて答申する。

(理事会審査)

第9条 理事会は答申に基づき審査し、オブザーバーの適否を決定する。挙手又は投票により出席理事の2分の1以上の同意により決議する。

(オリエンテーション)

第10条 理事会によってオブザーバー資格が承認された者は3ヶ月間、次のオリエンテーション義務を履行しなければならない。

- (1) 例会出席 3回
- (2) オリエンテーション出席、原則として 3回
- (3) オリエンテーション期間中に行われる松阪青年会議所の開催される事業に原則として 1回
- (4) オリエンテーション期間中に開催される日本青年会議所および各協議会の大会・事業、他LOMの例会・事業への出席、原則として 1回
- (5) なお、(1)、(2)項の義務回数にやむを得ず満たない場合、(3)、(4)項の出席回数を充当することが出来る。

(選考)

第11条 理事会は第10条の義務履行者に対し正式入会の適否の選考を行う。

2 選考にあたる者はその内容を外部に洩らしてはならない。その記録は理事長の責任において処置するものとする。

3 理事長は選考の結果を直ちに推薦者及び被推薦者に報告しなければならない。

(選考方法)

第12条 総務委員会はその審議にあたり推薦者の出席を求め意見を聞くことができる。

- 2 総務委員会より入会資料を上申された理事会の決議は投票に依って決めるものとする。
- 3 投票は下記の4段階に分け記名投票とする。  
(イ) 絶対否 (ロ) 否 (ハ) 賛成 (ニ) 絶対賛成  
絶対否 (×) 否 (△) 賛成 (○) 絶対賛成 (◎)
- 4 投票の結果、絶対否票1名以上あるいは、否票2名以上ある時は入会を保留する。ただし、絶対否票の1名の時、絶対賛成票2名以上ある時はこの限りではない。
- 5 保留された被推薦者の推薦者は次期の選考に再度推薦することができる。

(入 会)

第13条 本規程に則り入会を認められた者は入会金及び会費を納入し、入会届、誓約書を理事長宛提出をもって正会員の資格を得るものとする。但し入会承認後1ヶ月以内に入会金、会費を納入しかつ、入会届、誓約書を、提出しない場合はこの限りではない。

(研修期間)

第14条 本規程に則り入会を認められた者は、入会日より3ヶ月間、特別の研修を該当する委員会にて行う。

### 第3章 会費及び入会金

(会費及び入会金並びにその用途)

第15条 正会員は定款第11条に定める年会費及び入会金を納入しなければならない。

但し、入会金については、理事会の決議によって、免除することができる。

(1) 年会費 120,000円

(2) 入会金 30,000円

- 2 会費及び入会金は、公益目的事業に10%以上、その他の事業及び管理運営経費(法人会計)については、公益事業目的事業充当分以外を使用する。ただし、その他の事業の残額については、公益事業に使用する。

(特別会費)

第16条 特に必要を生じた場合は、理事会の決議を得て特別会費を徴収することができる。

(納入期日)

第17条 会費は毎年2月末日までにその全額を納入しなければならない。

(退 会)

第18条 会員が年度途中で退会しても、既納の会費は返還しない。また、会費納入前に退会しても、当該年度の会費は、これを全額納入しなければならない。

(新入会員)

第19条 正会員に承認された新入会員は、年会費を月割し、オブザーバーに認証された月分に遡った額を納入しなければならない。

## 第4章 会員資格の喪失または除名

(調査)

第20条 定款第14条第1項の定める行為があった時は総務委員会が実情を調査して理事会に報告する。

(除名)

第21条 定款第14条第2項の定めのため、除名する場合は、その議決を行う総会に於いてその会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費未納入)

第22条 第15条に定める年会費を所定の納期までに納入しない会員に対しては、総務委員長は勧告を行い理事会に報告しなければならない。

(出席義務)

第23条 会員が(1)又は(2)に該当する行為があった場合、会員の所属委員長は会員に対して勧告を行い、勧告後1ヶ月以内に適切なる善処の意思表示及び行為のない場合は会員資格を喪失する。

(1) 例会(総会を含む)の出席率が50%未満の場合

(2) 例会(総会を含む)及び委員会を3ヶ月以上にわたり連続欠席した場合。

2 少なくとも例会(総会をも含む)に出席しなければならない回数(第1項)は以下の通りとする。但し、例会と総会が同じ日に開催された場合は1回とする。

(1) 年間 12回の場合 6回以上

(2) 年間 13～14回の場合 7回以上

(3) 年間 15～16回の場合 8回以上

3 「意思表示及び行為」とは、意思の表示があり同時にその行為が実行されることをいう。意思表示があっても、「勧告後1ヶ月以内」に行為がなされない場合は会員資格を喪失する。

## 第5章 休 会

(休 会)

第24条 病気又はやむを得ない事情により、長期間にわたる欠席を余儀なくされる時は休会届を提出し、理事会の承認を得て休会することができる。但し、休会中の会費はこれを軽減又は免除しない。

2 休会の期間は、原則として当該年度末までとし、さらに長期にわたる場合、年度毎にその更新の申し出を行い理事会の承認を得なければならない。

3 休会を希望する者は、所定の休会届に休会を必要とする証明書又は具体的な理由書を添えて理事長に提出し、理事会に於いて承認を得なければならない。

## 第6章 任 意 退 会

(任意退会)

第25条 会員は、理事長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができるが、会員が退会を希望する時は退会届を1ヶ月前までに理事長に提出しなければならない。

## 第7章 O B 会 員

(資 格)

第26条 正会員で制限年齢に達した者はOB会員となる。

(権 利)

第27条 OB会員は本会議所のあらゆる会合に参加できる。但し、一切の表決権及び選挙権を有しない。

(改 廃)

第28条 この規程の改廃は総会の決議において行われるものとする。

## 付 則

1. 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人

の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）  
第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. 平成25年2月8日 第15条改正